

府子本第689号
元文科初第1118号
子発1126第2号
令和元年11月27日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長 殿
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会
附属幼稚園又は特別支援学校幼稚部を置く各国立大学法人の長

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公 印 省 略)

文部科学省初等中等教育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等という。以下同じ。）の確認及び施設等利用費の支給が適正かつ円滑に行われるよう、市町村が法に基づき特定子ども・子育て支援施設等に対して行う指導監査について、下記のとおり基本的な考え方をまとめ、あわせて別添1「特定子ども・子育て支援施設等指導指針」及び別添2「特定子ども・子育て支援施設等監査指針」を作成しましたので、各都道府県におかれては、内容について十分御了知の上、指定都市及び中核市を除く管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知をお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、引き続き、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）等に基づき、幼稚園、特別支援学校及び認可外保育施設等といった子ども・子育て支援施設等への指導監督や立ち入り調査等を行うことから、市町村における特定子ども・子育て支援施設等への指導監査の円滑かつ効果的な実施を支

援していただきますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 特定子ども・子育て支援施設等の指導監査における都道府県と市町村の役割について

(1) 都道府県の役割

幼児教育・保育の無償化の実施以前から、子ども・子育て支援施設等は、施設の設置や事業の開始にあたり、学校教育法や児童福祉法等に基づき、都道府県に認可や認定の申請又は届出を行うこととなっている。

そのため、都道府県は、認可、認定又は届出を受理した施設・事業に対して、学校教育法や児童福祉法をはじめ、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、認可外保育施設指導監督基準（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙。以下「指導監督基準」という。）等に基づき、基準の遵守等の観点から指導監督、立ち入り調査、報告徴収、検査等を行っており、幼児教育・保育の無償化実施後もその役割は同様である。

(2) 市町村の役割

幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援施設等がその対象施設となるためには、市町村に対して法第30条の11に基づく確認の申請を行い、確認を受ける必要がある。

一方で、市町村は、必要があると認めるときは、特定子ども・子育て支援施設等に対して、法第30条の3において準用する法第14条第1項に基づき調査・指導等を行い、法第58条の8第1項に基づき監査を行うことができる。

また、市町村は、特定子ども・子育て支援提供者が法に定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合等は、当該基準を遵守することを勧告・命令等ができることとされている（法第58条の9第1項第1号、同項第2号、同条第5項）。

なお、法に定める基準には、法第58条の4第1項と第2項に定める基準がある。

法第58条の4第1項に定める基準は、特定子ども・子育て支援施設等の設置に関する基準である。基本的には、認定こども園、特定教育・保育施設（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。）ではない幼稚園、特別支援学校、一時預かり事業については、学校教育法に基づく設置基準、あるいは児童福祉法等に基づく基準が適用される（法第58条の4第1項第1号、第2号、第3号及び第6号）。他方で、事業法上に基準が規定されていない、認可外保育施設、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業については、内閣府令で定める基準が適用される（法第

58条の4第1項第4号、第5号、第7号及び第8号、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条から第1条の4まで）。

ただし、当該内閣府令で定める基準は、認可外保育施設については現在の指導監督基準と同様の内容を、預かり保育事業については一時預かり事業の基準と同様の内容を、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業については子ども・子育て支援交付金対象事業において求める基準と同様の内容となっている。

法第58条の4第2項に定める基準は、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準であるが、これは今般の幼児教育・保育の無償化に際して、特定子ども・子育て支援施設等が適切な特定子ども・子育て支援を提供するために定められた基準であり、具体的には特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）の第53条から第61条までに新たに定められたものである。

2. 都道府県と市町村の連携について

1. に述べたとおり、都道府県及び市町村は、それぞれの役割において特定子ども・子育て支援施設等に対する指導等を実施する必要がある。

指導等に当たっては、同一の特定子ども・子育て支援提供者に対して、複数の法令や基準等の内容が密接に関連することが見込まれることから、都道府県及び市町村は相互に連携して対応する等、効率的・効果的に実施するよう努められたい。

また、特定子ども・子育て支援施設等における適切な特定子ども・子育て支援の提供のためには、これら施設等における安全確保が必要不可欠である。このため都道府県が行う指導監督や立ち入り調査等は、今後も大変重要なものであるが、市町村が指導等において、都道府県よりも先に重大事故の発生又は子どもの生命・心身への重大な被害が生じる恐れがある状態を発見した場合は、速やかに都道府県に情報提供を行うとともに、一刻も早い危険の除去に努められたい。

3. 市町村が行う特定子ども・子育て支援施設等への指導監査について

(1) 市町村の指導について

市町村は、別添1「特定子ども・子育て支援施設等指導指針」を参考に、特定子ども・子育て支援施設等に対し、運営基準第53条から第61条までの規定の内容について周知徹底させるとともに、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図るため指導を実施すること。

指導に当たっては、特定子ども・子育て支援施設等に対する指導の年間計画や実施スケジュールを策定し、効率的・効果的な実施に努めるとともに、指導の結果を通知する手段、時期、指摘事項への改善指導及び改善結果の確認方法を明確化し、公表すべき事項を含め、これを着実に実施すること。

(2) 市町村の監査について

監査は、次の①から④までに該当する情報があり、特に必要があると認める場合に、別添2「特定子ども・子育て支援施設等監査指針」を参考に実施すること。

また、監査を実施する目的は、市町村長が事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることであること。

- ① 特定子ども・子育て支援施設等において著しい運営基準への違反が確認された場合
 - ② 特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合
 - ③ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
 - ④ 上記のほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項各号及び第58条の10第1項各号に該当することが疑われる場合
- ※ 「特定子ども・子育て支援施設等指導指針」の「7 監査への変更」に基づき、指導から監査に移行した場合も含む。